

○守谷市災害弔慰金の支給等に関する条例（改正案）

平成 3 年 1 2 月 2 1 日

条例第 2 6 号

改正 平成 2 3 年 9 月 2 1 日 条例第 1 2 号

平成 2 5 年 2 月 2 6 日 条例第 1 号

平成 3 1 年 3 月 2 6 日 条例第 9 号

令和 3 年 3 月 日 条例第 号

（目的）

第 1 条 この条例は、災害弔慰金の支給等に関する法律（昭和 4 8 年法律第 8 2 号。以下「法」という。）及び災害弔慰金の支給等に関する法律施行令（昭和 4 8 年政令第 3 7 4 号。以下「令」という。）の規定に準拠し、暴風、豪雨等の自然災害により死亡した市民の遺族に対する災害弔慰金の支給を行い、自然災害により精神又は身体に著しい障がいを受けた市民に災害障害見舞金の支給を行い、並びに自然災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けを行い、もって市民の福祉及び生活の安定に資することを目的とする。

（定義）

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に掲げるところによる。

- （1）災害とは、暴風、豪雨、豪雪、洪水、高潮、地震、津波その他異常な自然現象により被害が生ずることをいう。
- （2）市民とは、災害により被害を受けた当時、守谷市の区域内に住所を有した者をいう。

（災害弔慰金の支給）

第 3 条 市は、市民が令第 1 条に規定する災害（以下「災害」という。）により死亡したときは、その者の遺族に対し、災害弔慰金の支給を行うものとする。

（災害弔慰金を支給する遺族）

第 4 条 災害弔慰金を支給する遺族の範囲は、法第 3 条第 2 項の遺族の範囲とし、その順位は、次に掲げるとおりとする。

- （1）死亡者の死亡当時において、死亡者により生計を主として維持していた遺族（兄弟姉妹を除く。以下この項において同じ。）を先にし、その他の遺族を後にする。
- （2）前号の場合において、同順位の遺族については、次に掲げる順序とする。
 - ア 配偶者
 - イ 子
 - ウ 父母

エ 孫
オ 祖父母

(3) 第1号に規定する者がいない場合においては、死亡者の死亡当時にその者と同居し、又は生計を同じくしていた兄弟姉妹とし、その順位は、死亡者の世帯における生計維持の状況等を勘案して市長がその都度定める順序とする。

2 前項の場合において、同順位の父母については養父母を先にし、実父母を後にし、同順位の祖父母については養父母の父母を先にし、実父母の父母を後にし、父母の養父母を先にし、実父母を後にする。

3 遺族が遠隔地にある場合その他の事情により、前2項の規定により難いときは、前2項の規定にかかわらず、第1項の遺族のうち、市長が適当と認める者に支給することができる。

4 前3項の場合において、災害弔慰金の支給を受けるべき同順位の遺族が2人以上あるときは、その1人に対してした支給は、全員に対しなされたものとみなす。

(災害弔慰金の額)

第5条 災害により死亡した者1人当たりの災害弔慰金の額は、その死亡者が死亡当時においてその死亡に関し災害弔慰金を受けることができることとなる者の生計を主として維持していた場合にあっては500万円とし、その他の場合にあっては250万円とする。ただし、死亡者がその死亡に係る災害に関し、既に第10条に規定する災害障害見舞金の支給を受けている場合は、これらの額から当該支給を受けた災害障害見舞金の額を控除した額とする。

(死亡の推定)

第6条 災害の際現にその場にいた者についての死亡の推定については、法第4条の規定によるものとする。

(支給の制限)

第7条 災害弔慰金は、次の各号に掲げる場合には支給しない。

(1) 当該死亡者の死亡が、その者の故意又は重大な過失により生じたものである場合

(2) 令第2条に規定する場合

(3) 災害に際し、市長の避難の指示に従わなかったことその他の特別の事情があるため、市長が支給を不適當と認めた場合

(支給の手続)

第8条 市長は、災害弔慰金の支給を行うべき事由があると認めるときは、規則で定めるところにより支給を行うものとする。

2 市長は、災害弔慰金の支給に関し遺族に対し、必要な報告又は書類の提出を求めることができる。

(災害障害見舞金の支給)

第9条 市は、市民が災害により負傷し、又は疾病にかかり、治ったとき（その病状が固定したときを含む。）に法別表に掲げる程度の障がいがあるときは、当該市民（以下「障がい者」という。）に対し、災害障害見舞金の支給を行うものとする。

（災害障害見舞金の額）

第10条 障がい者1人当たりの災害障害見舞金の額は、当該障がい者が災害により負傷し又は疾病にかかった当時においてその属する世帯の生計を主として維持していた場合にあっては250万円とし、その他の場合にあっては125万円とする。

（準用規定）

第11条 第7条及び第8条の規定は、災害障害見舞金について準用する。

（災害援護資金の貸付け）

第12条 市は、令第3条に掲げる災害により法第10条第1項各号に掲げる被害を受けた世帯の市民である世帯に対し、その生活の立て直しに資するため、災害援護資金の貸付けを行うものとする。

2 前項に掲げる世帯は、その所得について法第10条第1項に規定する要件に該当するものでなければならない。

（災害援護資金の限度額等）

第13条 災害援護資金の1災害における1世帯当たりの貸付け限度額は、災害による当該世帯の被害の種類及び程度に応じ、それぞれ次の各号に掲げるとおりとする。

（1）療養に要する期間がおおむね1月以上である世帯主の負傷（以下「世帯主の負傷」という。）があり、かつ、次のいずれかに該当する場合

ア 家財についての被害金額がその家財の価額のおおむね3分の1以上である損害（以下「家財の損害」という。）及び住居の損害がない場合 150万円

イ 家財の損害があり、かつ、住居の損害がない場合 250万円

ウ 住居が半壊した場合 270万円

エ 住居が全壊した場合 350万円

（2）世帯主の負傷がなく、かつ、次のいずれかに該当する場合

ア 家財の損害があり、かつ、住居の損害がない場合 150万円

イ 住居が半壊した場合 170万円

ウ 住居が全壊した場合（エの場合を除く。） 250万円

エ 住居の全体が滅失（全壊、全焼、流失の全てを含む。）した場合 350万円

（3）第1号のウ又は前号のイ若しくはウにおいて被災した住居を立て直すに際しその住居の残存部分を取り壊さざるを得ない場合等特別の事情がある場合には、「270万円」とあるのは「350万円」と、「170万円」

とあるのは「250万円」と、「250万円」とあるのは「350万円」と読み替えるものとする。

- 2 災害援護資金の償還期間は10年とし、据置期間はそのうち3年（令第7条第2項括弧書の場合は、5年）とする。

（連帯保証人及び利率）

- 第14条 災害援護資金の貸付けを受けようとする者は、連帯保証人を立てることができる。

- 2 災害援護資金は、連帯保証人を立てる場合は、無利子とし、連帯保証人を立てない場合は、据置期間中は無利子とし、据置期間経過後はその利率を延滞の場合を除き年1.5パーセントとする。

- 3 第1項の連帯保証人は、災害援護資金の貸付けを受けた者と連帯して債務を負担するものとし、その保証債務は、令第9条の違約金を包含するものとする。

（償還等）

- 第15条 災害援護資金は、年賦償還、半年賦償還又は月賦償還とする。

- 2 償還方法は、元利均等償還の方法とする。ただし、貸付金の貸付けを受けた者は、いつでも繰上償還をすることができる。

- 3 償還金の支払猶予、償還免除、報告等、一時償還及び違約金については、法第13条、第14条第1項及び第16条並びに令第8条、第9条及び第12条の規定によるものとする。

（審査委員会）

- 第16条 市長は、第3条の規定による災害弔慰金及び第9条の規定による災害障害見舞金の支給に関して、市長の諮問に応じて、専門的見地から審査し、及び答申する機関として、守谷市災害弔慰金等支給審査委員会を設置する。

（規則への委任）

- 第17条 この条例の施行に際し必要な事項は、規則で定める。

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 守谷町災害弔慰金の支給及び災害援護資金の貸付けに関する条例（昭和49年守谷町条例第17号）は、廃止する。
- 3 東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律（平成23年法律第40号。以下「平成23年特別法」という。）第2条第1項に規定する東日本大震災により著しい被害を受けた者で東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律の厚生労働省関係規定の施行等に関する政令（平成23年政令第131号。以下「平成23年特別令」という。）第14条第1項に定めるものに対する災害援護資金の貸付けに係る第13条第2項及び第14条の規定の適用については、第13条第2項中「10年」とあるのは「13年」と、「3年」とあるのは「6年」と、「5

年」とあるのは「8年」と、第14条中「年3パーセント」とあるのは「年1.5パーセント（保証人を立てる場合にあっては、無利子）」とする。

- 4 前項の災害援護資金の貸付けに係る償還免除及び保証人については、第15条第3項の規定にかかわらず、平成23年特別法第103条第1項の規定により読み替えられた法第13条第1項及び平成23年特別令第14条第8項の規定によるものとする。

附 則（平成23年9月21日条例第12号）

この条例は、公布の日から施行し、この条例による改正後の守谷市災害弔慰金の支給等に関する条例第4条の規定は、平成23年3月11日以降に発生した災害により死亡した市民に係る災害弔慰金の支給について適用する。

附 則（平成25年2月26日条例第1号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成31年3月26日条例第9号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成31年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の守谷市災害弔慰金の支給等に関する条例第14条及び第15条第3項の規定は、この条例の施行の日以後に生じた災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けについて適用し、同日前に生じた災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けについては、なお従前の例による。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。

（守谷市特別職の職員の給与、報酬、議員報酬、旅費及び費用弁償に関する条例の一部改正）

- 2 守谷市特別職の職員の給与、報酬、議員報酬、旅費及び費用弁償に関する条例（昭和53年条例第6号）の一部を次のように改正する。

別表第3 付属機関の部障がい者介護給付等審査会の款委員の項の次に次のように加える。

災害弔慰金等	委員長	日額	20,000	60	11,600	11,600	2,400
支給審査委員会	委員	日額	18,000	60	11,600	11,600	2,400